

半世紀目の再挑戦

富田 健次

世界は類を見ないコロナウイルス災禍に呻吟している。かかるなか冒頭でお断りし赦しを請わねばならぬことは、未熟なこの小論が丁度半世紀前（一九七〇年度）に提出した卒論が基になっていることである。指導教授の三田村泰助先生から、手を入れ発表をとのありがたい言葉を（評価点はさほどでなかった！）頂戴したものの、イランからの留学生との知己を得て、修論は別のテーマでお茶を濁しイラン（テヘラン大学遊学）に飛び出した。爾来、イランに係わりつづけ民間企業、中東関連の研究所、短大、大学へと転職を重ね、二年前に漸く定年退職を迎えたことで、卒論を物置から取り出した次第である。

変色した卒論コピーを見ると当時のことを断片的に思い出す。立命館大学文学部東洋史の先生方と学生との交流団欒の場をかねた中国文学合同の共同研究室は広小路の清心館にあり、西隣は窓から寺町通りを挟み梨木神社、さらに向こうには京都御所御苑の梢が拡がり、北隣には、紫式部由縁の廬山寺で節分会に演じる鬼踊りを眼下に窓から垣間見る位置にあった。日頃ここに三田村先生はよくお茶にたち寄られ、学生相手にクラシック音楽を論じられることもあった。当時助手だった稲葉一郎先生のほか、大澤陽典先生、平中荅次先生が出入りされ、また平時は遅くまで個室に籠もられていた中文の白川静先生も（白熱した学生運動集会などの騒音を逃れてか！）、時折顔を見せて珍しく雑談を為されることがあった（岩波と中公の新書で紙の厚みが違うのは印刷技術の差と伺ったのもそうした思いの一つであ

る。

ここでの雑談の中で学生たちの意向が反映され始めたことも多々あるかと思う。満洲語を学ぶ集いもその一つである。三田村先生が満洲語の専門家であるのは耳にしていたが、終戦後の事情もあつてか、教えられることはなかった。もつたいないという私たち数名の学生たち有志の声に始まった満洲語を学ぶ集い作りの動きに腰を上げ応じられたのは、一九七〇〜一年頃だったと思う。これがその後も継続され盛況であるのは後輩の苦勞話なしでは考え難い。三田村先生が多いに評価なされ嘉されるだろうと喜ばしく思う。また、休会状態だった立命館東洋史學會を復活させる話も、この研究室で先輩の三宅通久氏や山原氏、同窓の片岡氏が雑談されていたのを思い出す。

さて、半世紀ぶりに紐どいた拙論はというと、もはや手を入れるにも如何ともしがたく、増井寛也氏に無理をお願いして助言や教示を戴き、なんとか漢文をワード化し、誤謬を糺し整理を行う作業していたところ、この元且より旧勤務先（研究所）にて急遽イラン情勢を追う作業に係ることとなり、俄然慌ただしくなった。急ぎ原稿を提出し、編輯委員から問題や改善点の指摘、課題を多々頂いた。たとえば、清朝勃興との比較、一九七〇年以降の研究とくに中国語論文の成果の取り入れ、関係地図の作成、などの諸点である。一九七〇年以降の研究成果の反映が為されていないことは指摘の通りであるが、例外的に三田村先生がその後、一九七七年に書かれた論文「金の景祖について」、ならびに拙論の論旨展開上、重要だが明示的説明ができてなかったこと、つまり、完顔部の拠った所が遼とその属領の境にあつた点について明記された古松崇志「金国（女真）の興亡とユーラシア東方情勢」は註の形で追加引用した旨を断つたうえで、頂いた他の課題は、若く元気な後輩たちにてできれば託し、将来彼らが論文として完成・発展なされんことを願い、基本現状での備忘録で活字化できないかと編輯長に打診した。

今回、生前の三田村先生との約束の絡みにより、かかる形で拙稿の活字化の機会を得たことに当たり、金の勃興

メカニズムに関連して、アラビア半島の遊牧部族社会を英帝国が統治したとき、これら部族が英国以外の国と外交関係を持つのを英国が制御したことも想起され、部族社会の統治・支配における外交の意味を考察する上で示唆に富むと思われること、また、モスクワ公国がタタール（キプチャク＝ハン国）の属領にあつて、タタールに臣従しつつ周辺域で支配を拡げ勃興した記述を見た覚えがあり、そこでも類似メカニズムがあつたのか否か、と言う点が興味深く思われること、この二点を付記し問題提起としておきたい。

末筆ながら、緻密懇切な助言指導を惜しみなく賜つた増井寛也氏、ならびに編輯長猪俣貴幸氏はじめ編輯委員各氏の寛大なる理解とかかる格別なる取り計らいや紙幅の都合上割愛の文献リスト、地図作成その他数々の面でのご助力、これらなくして拙論を世に出すことはできなかつたが、この場を借りて心よりの感謝の意を表したい。諸先生方や先輩知己諸氏のご厚意への謝意とともに、立命館東洋史学の益々の発展を衷心より祈念し、これを三田村先生の御霊前に捧げる次第である。

二〇二〇年五月二〇日

富田健次

（同志社大学神学部／神学研究科元教授）

金室完顔部の勃興——その構造面の試論的考察

富田 健次

序

本論は金朝の勃興に関して、その構造面（仕組み）に光を当てる試みである。遼は渤海国を滅ぼし、その領域を属領とした。この旧・渤海域の諸部族が宗主国「遼」へ朝貢する交渉路の結節点、加えて遼との前面に位置するといふ地政学的な要所に拠ったのがやがて金朝を興し、遼を滅ぼす女真族完顔部であった。完顔部は交渉路の一つ鷹路における軍事平定権を遼から得る一方、遼を旧渤海域の内情から疎外してその交渉を牛耳り、遼の威を借りて諸部の支配を固めるや、遼に挙兵した。鷹路を毎年往来する遼使の貪吝縦傲ぶりへの怨恨がその際の大義であった。以下は本稿の章立てである。

第一章 遼代における旧渤海地方の状況

第三章 金室完顔部の軍事の特権について

第二章 遼支配と安出虎水完顔部台頭の関係

第一節、遼容認の軍事権の起源

第一節、金室完顔部の勃興過程

第二節、軍事権の本来の形態

第二節、金室完顔部の軍事の特権

第三節、その財政的側面

第三節、遼より容認された軍事権の限界

結語

第一章 遼代における旧渤海地方の状勢

渤海国は契丹（遼）太祖、阿保機によって滅ぼされる。それ以後の状勢については、池内宏^①、和田清の研究^②に詳しい。それによれば概ね次の様になる。

契丹（遼）太祖の阿保機は渤海国を滅ぼすと（九二六）、その旧都・忽汗城（渤海上京龍泉府）に皇太子突欲を派して、東丹国を置いた。しかし、契丹の兵威が及び難かった渤海西京鴨緑江方面では、渤海の遺民がなお勢力を保ち、「後渤海国」を建てる。そのため東丹国は程なく、遼の東京遼陽府へ遷移せざるを得ない破目になる。遼の天顯三年（九二八）十二月のことである。その後数年して、この「後渤海国」は、その臣「烈氏」や「烏氏」等によって取って代われ、定安国が成立する。その盛時には、西は黄海、鴨緑江の本支全流域、東は日本海、咸鏡南北道を籠み、豆満江（間島地方）より北松花・牡丹両江の上流域までその勢力と自称するに至った。ただし実際の勢力は首都鴨緑江の近傍に限られていたと思われる。この頃、北の渤海上京龍泉府方面では兀惹が拠って反・契丹姿勢を採り、その勢力を伸ばしていた。

しかるに、契丹の聖宗の統和年間に到ると、定安国は南方、鴨緑江方面より契丹軍の討伐をうけて、宋への貢路を断たれた。一方、渤海上京龍泉府方面に拠っていた兀惹も、北方の契丹・黄龍府方面より、契丹軍の討伐を受けることになった（九九五、統和十三年）。

この二つの討伐によって旧渤海域の様相は大きく変わる。契丹の勢力が実質的に及んだのは、この時以降とみられる。定安国の半ばは、契丹鴨緑軍節度の直轄下に入り、半ばは、高麗に帰した様である。もともと、「定安國の故土は悉く契丹にのみ属したるにあらざ、殊に其の南偏の地が高麗にも投じ往々兩属の姿を

呈したる……」と和田清が述べることく旧渤海南西の地は、叛服常なく、制しがたきが実態と見られた。¹¹⁾

一方、北より契丹兵の侵入を受けた地方では、契丹に抗う兀惹が勢力を失うと、契丹に臣従する鐵利が渤海の上京龍泉府の地に拠つて勢力を伸ばし、咸興方面で力のあつた蒲盧毛朶部¹²⁾や二十部女直は、契丹兵の兵鋒を受けて、契丹へ来貢するに至つた。また、(一説に黒水靺鞨の後裔とされる)越里吉、盆奴里、越里篤、剖阿里、奥里米の諸国も、三姓方面にて、契丹に従属することになった。これらの諸国は後に五国部と称されるに至る。

これらの部族や諸国が契丹へ来貢し、交渉を行う時の路順は、政情不安な定安国故地を通つて南方に抜けるのではなく、北方より侵入して来た契丹兵の路順を逆に辿つたものと思われる。

契丹兵の路順は、遼(契丹)の黄龍府より来流水(拉林河)、阿勒楚喀河(阿什河)域を経て、ここより二つにわかれ、あるいは、阿勒楚喀河を遡り、寧古塔、渤海の上京龍泉府方面へ抜けるか、あるいは、来流水上流より敦化、渤海の中京顯徳府方面に抜けるか、そのどちらかであり、そこよりさらに布爾哈圖河に沿つて東南に下り、高麗北鄙に至るものであつた。¹³⁾

遼への朝貢(交渉)路はこれを逆に辿つたものと思われる。また、五国部はこの時、契丹兵の寇を直接受けなかつたが、これを機会に来貢を始めた。その貢路は三姓方面より、東流する松花江に沿いて、西へ向かい、阿勒楚喀河、来流水域を経て、契丹の黄龍府へ至るものであつた。したがつて、かかる諸部族・諸国の貢路は、来流水、阿勒楚喀河域にて結節をなし、契丹の黄龍府へ通じたと考えられる。

遼(契丹)代後半のこの情勢の中から、やがて安出虎水完顔部が勃興することになった。その拠点は、旧・渤海国(その南西部を除く)の領域と遼本土を繋ぐ交渉路(朝貢路)の結節点をなす来流水・阿勒楚喀(阿什)河域であつた。この地はまた、生女真と契丹(遼)との国境域、つまり地政学上の要所でもあつた。¹⁴⁾ところで、完顔阿骨打が遼に対し

て拳兵を行う(一一一五)直前には、彼の勢力が、大体、北は五国、主隈、禿峇^⑬より、東南では、乙離骨、曷懶、耶懶、土骨論^⑭、高麗北辺に及んでいた。これらの地域は先の交渉(朝貢)路をもつて遼ならびに安出虎水完顔部に繋がっていた諸部族・諸国の住地に略々一致する。これは安出虎水完顔部勃興の構造的特性を示唆していると考えられる。すなわち次のことが推定される。

「安出虎水完顔部は旧渤海諸地域の遼への来貢と交渉における、地政学的要所に拠点置くことで、何らかの特権を握り、これによって、自らの勢力を培い勃興した」という可能性である。

第二章以下にて、この「何らかの特権」について、それが如何なるものかを明らかにしたいと考える。

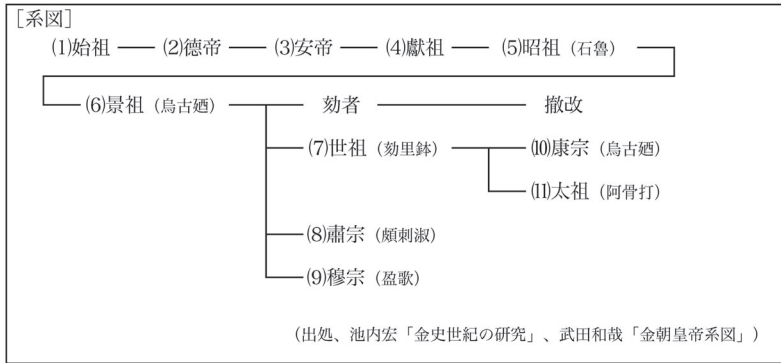
第二章 遼支配と安出虎水完顔部台頭の関係

この章より、安出虎水完顔部すなわち金室完顔部^⑮の持った対遼交渉上の「何らかの特権」を明らかにして行くが、それに先立ち、金室完顔部の勃興する過程を述べておきたい(第一節)。次に、軍事の特権から分析を始め(第二節)、続いて、その軍事の特権の限界を探る(第三節)。

第一節 金室完顔部の勃興過程

金室完顔部(安出虎水完顔部)は、始祖より金朝を興す太祖の阿骨打まで十一代に及ぶ。その系図を簡略にして示すと図の如くなる。(付図その一)

さて、池内宏は「金史世紀の研究」(『満鮮史研究』(中世・第一冊、岡書院一九三三))にて、始祖より昭祖に至るまでの



五代の帝は、後世の空想の所産であり、景祖に至ってはじて実在となると思われるが、『金史』の伝ふる所とところ……(景祖の)事蹟とせらるるものは悉く妄なり」として、その史料の価値を否定した。²¹⁾

しかし試論としての本論では、勃興過程の分析にあたり、景祖の事蹟記述にたとえ虚構性が多々あるとしても、史実の反映もしくはその示唆が全く皆無か否か再検討すべく敢えて考察対象に含めた。²²⁾

(1) 景祖期(位一〇二一～一〇七五)

この頃には完顔部は阿勒楚喀河流域に拠つて次第にその勢力を培つていたと思われる。『金史』世紀は景祖期の支配状況を次の様に記述する。²³⁾

景祖稍役属諸部自白山(長白山)、耶悔(豆滿江下流)、統門(豆滿江上流)、耶懶(咸鏡道端川方面)之属、以至五國長皆聽命。

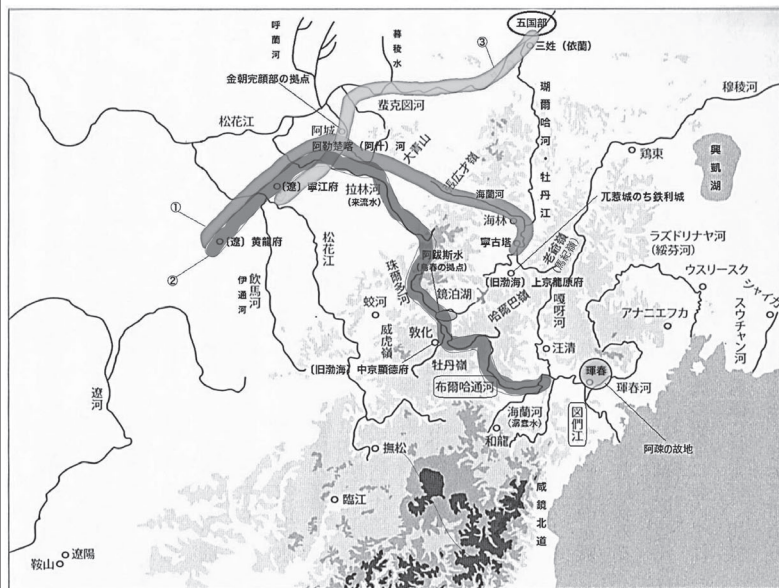
景祖はまず、孩懶水(寧古塔北方の海蘭河)烏林答部の石頭を詭計によつて遼に献じ、また五國部方面の二つの叛、すなわち五國蒲轟部節度使拔乙門および没撚部謝野勃董の叛を三ついずれも鷹路不通を罪科として討っている。これらのうち五國蒲轟部節度使を討つた功にて、景祖は遼より「節度使」の職位を受

○995年契丹軍遠征路 ①〔遼〕黄龍府→阿勒楚喀河上流→海蘭河→寧古塔

② 〓→来流水上流→敦化→布爾哈圖河→高麗国境方面

○五国部と遼を繋ぐ路 ③三姓→松花江に沿って西進→阿什河・来流水域→〔遼〕寧江州

(以上のルートは池内宏氏の推定に基づくもの)



【地図】契丹と旧渤海域を繋ぐ主な三ルート

(古松崇志等編『金・女眞の歴史とユーラシア東方』勉誠出版、2019年。p.56の地図を元に、筆者手稿に基づいて編輯委員作成)

けた。⁸⁶⁾

ところでこの討伐に関し
て関心を惹くのは、旧渤海域
の地理的内情に遼が通曉す
るのを景祖が恐れた旨『金
史』世紀が「景祖終に(つま
り、最後まで常に)遼兵の其の
境に入るを畏る」と記してい
る点である。また、この討伐
記事に先行する形でも『金
史』世紀は、遼がその辺境域
に強制移民した旧渤海域の
部族民が逃帰し、これを遼兵
が追って当域内深く入り
「盡く山川道路險易を得る」
を恐れたと記し、遼をして旧
渤海域の内情に疎からしむ
策を景祖が採り、もって遼容

認の鷹路平定権を濫用した可能性を示唆している事である。

(2) 世祖期(位一〇七四〜一〇九二)

この時期には、多くの重大な事件が発生し、戦いが為された。

それはまず、世祖の叔父である跋黒が金室の首長の地位、もしくは「節度使」の位が世祖にわたったことへの不満が一因と思われるが、その頃なお金室と相對峙する勢力を持つていた邑屯村完顔部桓赧と散達兄弟、ならびにかねてより、これと深く結んでいた阿跋斯水(勅福成河)温都部の烏春と氣脈を通じ、世祖の地位を奪わんとしたこと端を發する。烏春が兵を挙げると、桓赧と散達もこれに應じて立ち上がり、完顔部は、金室完顔部と、桓赧・散達派に分かれて戦った。^⑦ やがて、桓赧・散達は破多吐水(阿勒楚喀河地域)の戦いで金室完顔部に敗れ去り、その属下と共に來降した(一〇九二)。この頃、金室の肅宗は衆部長(諸部の長)となり、左右の任命力も大きくなったと思われる。

しかし、かかる完顔部の分裂と抗争は、阿勒楚喀河地域を争奪の巷と化したのみでなく、これを取り囲む、他の地域の部族にも來侵の機を与えた。乃ち、活刺渾水(阿勒楚喀河とあい対し東流松花江に北から合流する呼蘭河)の紇石烈部、臘醜と麻産の兄弟である。彼らはやがて烏春と結び來侵して来ることになり、そのあと二勢力は互いに援助しあつて、暮稜水域(呼蘭河より東寄りの地点で東流松花江に北から合流する)の砦に立てこもつた。しかし、金室完顔部の兵の前に敗退する所となり麻産は逃げ去り、臘醜は虜として遼に獻じられ、烏春は遼に訴えられた。暫くして、さらに、烏春の勢力は窩謀罕城での戦いで、^⑧ 壊滅的な打撃を受けた。

(3) 肅宗期 (位一〇九二～一〇九四)

こうして、世祖の後を受けた肅宗の治世は僅か二年に過ぎなかったが紇石烈部の逃亡者、麻産を陶温水（呼蘭地方の小河^②）に討ち、前代から続いた大乱の締めくくりを行つた。これにて金室完顔部の四人が遼より詳隱の官職を授かつてゐる。

(4) 穆宗期 (位一〇九四～一一〇三)

この時期に至るや、先代の置いた礎を踏まえて金室完顔部は著しい発展を遂げた。すなわち、東南地方への進出である。この頃、めざす東南地方には三つの有力な女真人の政治勢力があつた。第一は徒門水（圖們江）の本支流域に拠るもの。第二は曷懶甸を中心とするもの（威鏡南道咸興平野）。第三は蘇浜水（綏芬河^③）に拠るものである。金室完顔部の触手はまず、第一の徒門水の本支流域にいた勢力へ伸びた。穆宗は自ら軍を率いて、その首長である阿疎を攻めた。また、兄の子の撒改に別軍を与え、彼をして濞蠡水（布爾哈通河支流の海蘭河）に拠る阿疎の一派の鈍恩を攻撃させた。この阿疎攻めは遼の干渉を受けながらも、四年にして完遂された^④。

一方、撒改の率いる別軍は渾蠡水（圖們江に北東より流れ入る支流）の烏古論部の敵庫徳らを討つた。また、別に二涅囊虎、二蠡出（興凱湖）の両路も経略した。ここに金室完顔部は徒門水の本支流から、渾蠡水を経て蘇浜水に至る広大な地域を傘下に入れることになった。

その勢力拡大はこれに留まらなかった。さらに高麗北辺曷懶甸方面にむかい、高麗と対峙するに至つた。そして次の康宗期へと移つていく。

(5) 康宗期(位一〇三〜一一三)

かかる状態を受けて、康宗は石土門を遣わして、この曷懶甸を討させた。以後、高麗と戦うこと四度、康宗の七年(一一〇九)に至って媾和が成った。これによって、現在の咸興、定平の両地の間が高麗との国境と定められ、曷懶甸方面は金室完顔部の支配下に入った。

一方、康宗は蘇浜水畔におこった叛乱を鎮定し、余勢を駆って、北琴海(興凱湖)方面も手中に収めた。こうして、旧渤海の西南辺、すなわち宋との繋がり強い地域を除き、ほぼ旧渤海域を収めるに至った。後を継いだ太祖は即位して二年、ついに遼に向かつて兵を挙げることになる。

以上、金室完顔部の勃興過程を瞥見した。次に、金室完顔部の「何らかの特権」について検討したい。まず軍事面より見る。

第二節 金室完顔部の軍事的特権

金室完顔部は、その勃興の過程で、多くの戦いをなしてきた。そうした戦いの中で、遼(契丹)が容認したと思われる戦いがある。たとえば、敵将を罪人として遼へ献じたもの、戦いの論功行賞の場に遼使が出席したもの等である。今その様な戦いの相手を取り出してみると次の十一名を得る。

- 景祖期 ①石顯 ②五國蒲葷部節度使拔乙門 ③五國没撚部謝野勃董
 世祖期 ④烏春 ⑤盍乃 ⑥臘醅 ⑦麻産 ⑧婆諸刊 ⑨窩謀罕
 穆宗期 ⑩陶温水徒籠古水紇石烈部の阿閣版 ⑪石魯

この十一名との戦いを分析することによって、遼が金室完顔部に容認した軍事権、つまり金室完顔部の軍事的特権をつぎに探る。

① 石頭

彼は孩懶水方面にいて、景祖の命を聞かず景祖の詭計によって、遼に差し出された。

石頭皆拒阻、不聽（遼使之）命。景祖攻之。不能克。景祖自度不可以力取。遂以詭計取之。乃以石頭阻絶海東路。

謂於遼、遼帝使人讓之曰「汝何敢阻絶鷹路。審無他意。遣其酋長來」。……留石頭於邊地。盖景祖以計除石頭而

欲撫有其子與部人也。（『金史』卷六十七 石頭伝）

傍線部分より、石頭が完顔部によって遼に訴えられた罪科は海東路すなわち鷹路の阻絶だったことが判る。

② 五國蒲轟部節度使の拔乙門

彼は遼に叛旗を翻し、金室の景祖によって討伐された。その功績にて景祖は遼より「生女直節度使」を授かった。

五國蒲轟部節度使拔乙門畔遼。鷹路不通。……於是景祖陽與拔乙門為好而以妻子為質、襲而擒之獻於遼主。遼

主……以為生女真部族節度使。（『金史』卷一世紀）

傍線部分より、この討伐には、鷹路平定の意味もあったことが窺える。

③ 五國勃撻部謝野勃董

彼も遼に叛し、景祖はこれを討伐して、その功を遼の辺將に報告している。

遼咸雍八年、五國没撻部謝野勃董畔遼。鷹路不通。景祖伐之。……即往見遼邊將達魯骨。自述敗謝野功。（『金史』卷一世紀）

やはりこの討伐が鷹路平定の意味を含んでいたことを看過すべきでない。

④ 烏春

烏春は世祖初期より、金室完顔部と敵対して戦った。それは第一節でも述べた。今、その経過をさらに詳しく検討してみる。『金史』卷六十七 烏春伝の中から肝要と思われる箇所を要約して述べる。

「世祖が「節度使」を嗣ぐや、兵を挙げて来戦し、斜寸嶺（張広才嶺に発す活龍河源流域）から、活論（張広才嶺に発する来流水の一流）・来流水を涉つて兀虎部阿里矮村まで至る。この間、金室完顔部は婆多吐水にて、桓赧・散達兄弟を敗る。斡勒部の人である盃乃は烏春と合して蘇素海甸（阿勒楚喀河上流の一支流）に陣す。金室完顔部はこれを取り、また、紇石烈部の臘醅・麻産と野鵲水にて戦う。烏春は臘醅と結び、烏春は姑里甸の兵百十七人をおくり、臘醅・麻産を助ける。金室完顔部はこれを破り、さらに烏春、窩謀罕を斜堆（斜寸嶺に同じ）²⁸⁾に破る。しばらくして、烏春死去す」。

金室完顔部との一連の戦いの中で、問題となるのは、傍線部分の、姑里甸（寧古塔付近の地）²⁴ 援兵の件である。これについて、烏春伝に次のようにある。

臘醅麻産求助於烏春。烏春以姑里甸兵百十七人助之。世祖擒臘醅獻于遼主。并言烏春助兵之状、仍以不脩鷹道罪之。遼主使人至烏春問状。……（『金史』卷六十七 烏春伝）

「鷹道を脩めざるを以て之を罪す」と明記し、その罪科が鷹路を塞いだことであつたとする。

⑤ 孟乃

彼に関しては、『金史』卷六十七 烏春伝等に関連記述を見いだせるが、遼へ献ぜられた罪科はもう一つ明確にでない。²⁵

⑥ 臘醅と⑦麻産²⁶

この二人は烏春、窩謀罕が仇をなすのに乗じて兵を挙げ、金室完顔部と干戈を交えること、数度に及んだ。そして金室完顔部により、罪人として遼に献じられ、あるいは讖を献じられた。その経過は第一節で述べた。今、臘醅・麻産伝から肝要と思われる所を、要約して記す。

「臘醅・麻産ら、野居女直を襲う。それにより、世祖は屯睦吐村に臘醅・麻産を討つ。臘醅と麻産は来流水の牧馬を駆掠する。世祖はまた、野鵲水にて臘醅と戦う。臘醅・麻産は、戸魯不凜の牧馬四百および富者粘罕の馬合わせ

て七百餘匹を剽取し、かつ烏春、窩謀罕と結ぶ。世祖、之を伐つ。臘醜ら偽りて完顔部に降る。後、世祖が軍を還すに及び、臘醜は復び助けを烏春・窩謀罕に求める。窩謀罕の派した姑里甸の兵百十七人を以て暮稜水の險阻を保つ。世祖は兵を率いて之を囲み陥す。麻産は逃げざり、臘醜は擒えられ遼に獻じられる。しばらくして、肅宗は節度使を襲ぐ。麻産は（呼蘭地方の小河）直屋鎧水にたてこもる。金室完顔部は之を討ち、鹹を遼に獻じる。」

さて、一連の戦いの中で、注意すべきは傍線部、姑里甸の兵百十七人と共に暮稜水の險阻を保った件であろう。原文は次の通りである。

窩謀罕以姑里甸兵百有十七人助之。臘醜拋暮稜水、保固險阻。石頭子婆諸刊亦往從之。世祖率兵圍之、克其軍。麻産逐去。遂擒臘醜及婆諸刊、皆獻之遼。

この件は、烏春の所で既述したように金室完顔部が「鷹路を脩めず」として、烏春を遼へ訴えたものである。したがってこれにかかわった臘醜・麻産も、遼より同罪を問われたことは想像に難くない。

ゆえに臘醜・麻産が遼に、罪人としてまたはその鹹を、獻じられた罪状の一つは、鷹路を塞いだことであつたと思われる。

⑧ 婆諸刊

婆諸刊は、先に考察した石頭の子である。活刺渾水（呼蘭河）の紇石烈部、臘醜・麻産が兵を起こすと「往きて之に従」つている。そして暮稜水にて、世祖に破れ、臘醜と共に遼に獻ぜられた。

婆諸刊蓄怨未發。會活刺渾水紇石烈部臘醅・麻産起兵。婆諸刊往從之。及敗於暮稜水、麻産先遯去。婆諸刊與臘醅就擒、及其党與、皆獻之遼主。〔『金史』卷六十七石顯伝〕

暮稜水の件は烏春及び臘醅・麻産のところ、姑里甸援兵の件として述べたとおりである。したがって婆諸刊もこれで同罪（鷹路を塞ぐ罪）に問われたことは間違いない。

⑨ 窩謀罕

窩謀罕は烏春と行動を常に共にしていた様である。したがって、烏春と同一勢力を形成していたことは否めないと思われる。烏春との関係についてこれ以上詳しいことは判らない。彼は烏春亡きあとも金室完顔部と戦い、敗れ去った。そして、その戦後の論功行賞の場には遼使が出席している。彼の罪科を求めるにあたり、まず一連の抗争を見なくてはならないが、烏春の存命中は、行動を共にした烏春の所に譲り、烏春の死去以後から見ると、

「世祖は、烏春、窩謀罕を斜堆に破ったのち、自ら大軍を率いて、阿不塞水（敦化の側を流れる勅福成河）に至る。この時すでに烏春は没している。窩謀罕は世祖の来伐を聞いて、遼に訴え和解を乞う。しかるに背約して金室完顔部を急襲し、ために遼は関与せざる所となる。そこで世祖は兵を進めて窩謀罕をかこむ。窩謀罕は敵わずとみて逃亡する。金室完顔部はその資産を悉く取り、功勞あるものに分ける」〔『金史』世紀に拠れば、この論功行賞の場に遼使が出席している。〕

さて、一連の戦いで、問題になるのは、やはり姑里甸への援兵の件であろう。この件については烏春伝には「烏春以姑里甸援兵百十七人助之」〔『金史』卷六十七〕とあり、烏春が援兵を出したように一見おもえるが、臘醅・麻産伝

には

臘醅復求助於烏春・窩謀罕。窩謀罕以姑里甸兵百有十七助之。（『金史』卷六十七）

とあり、実際に援兵を出したのは、窩謀罕であつたと思われる。

ゆえに彼の罪科が姑里甸援兵の件、すなわち「鷹路を塞いだこと」にあつたのは間違いない。

⑩ 陶温水徒籠古水紇石烈部阿閼版および⑪石魯

彼らは遼の命をうけた穆宗により討伐された。

會陶温水徒籠古水紇石烈部阿閼版及石魯阻五國鷹路、執殺遼捕鷹使者。遼詔穆宗討之。……数日入其城、出遼使存者数人、俾之歸。（『金史』世紀）

これにより、その罪科は、五国鷹路を塞ぎ、遼の鷹使を殺害したことにあつたことが判る。

以上、遼が金室に容認したと思われる戦いの相手の手を全て挙げ、その理由なり罪科なりを探ってみた。その結果、全部で十一名のうち十名までが鷹路を塞ぐという罪科をもつていたことが判つた。また残りの一人も同罪であつた事は、史料に頭れなかつただけの事で、その成り立つ可能性は十分にある。

また、鷹路を塞ぐということを見てみるに石頭の場合、明らかに、ただそれだけでもつて罪とされている。これ

は鷹路阻絶が単独で罪を構成しえたことを示す。これより、金室完顔部が「少なくとも鷹路」を塞ぐ行為を平定する軍事権を遼から授与されていたことが判る。さらに、残る九名も、同じく鷹路を塞ぐと言う罪科を持ったことは、この軍事権が鷹路平定以外には及ばなかった可能性を窺わす。

しかし、そのような蓋然性があるとはいえ、残る一人、盃乃の罪科が鷹路阻絶以外だった可能性が残るし、また他の九名も鷹路阻絶以外にも別の罪科を持つていたかも知れない。

つまり、完顔部が遼から容認されていた軍事権には、鷹路平定以外の事もあったかも知れない。したがって、つぎにこの遼より金室完顔部が認められた軍事権の限界を探らなくてはならない。

第三節 遼より容認された軍事権の限界

金室が勃興して行く中で行われた様々の戦い、その内で遼が調停をするか、止めさせようとした戦いを取り出して、その相手を分析しよう。これで、遼が容認した軍事権の及ぶ限界を、おぼろげながらも描き出したい。

いま、一連の戦いを見てみると、遼から調停を受けた戦いの相手は窩謀罕と阿疎の二人である。

窩謀罕については、先に、遼が容認した戦いの相手として分析した。したがってそれとの関連事情が複雑となるので、後文に譲り、まず阿疎より見てみよう。

阿疎

阿疎は星頭水（布爾哈圖河）の紇石烈部のものである。金室の穆宗が来攻するに至り、それを遼に訴え、遼より調停の使を受けている。

この阿疎の勢力は、いかなるものであつたのか。『金史』卷六十七、阿疎伝によると次の様にある。

父阿海勃董。事景祖・世祖。世祖破烏春還。阿海率官屬士民迎。謁于双宜大灤。……世祖諭之曰「……我與汝等三十部之人。自今可以保安休息」。

これより、父は阿海勃董と言ひ、その下には官属がいたこと、また、この勢力に対して世祖は「三十部の人」と呼びかけていることが判る。

従つてこの勢力が『遼史』所載の長白山三十部女直であることは、ほぼ間違いない。これはすでに小川裕人が論及した。^⑧

次にその支配機構を見てみよう。阿疎城の陥落以前のこと、阿疎の勢力と直接関係しないが、金室完顔部以外の勢力の在り方を示して世紀に次のようにある。

太祖因致穆宗教統門、渾蠱、耶悔、星頭、四路及嶺東諸部。自今勿復称都部長。

さらにその後、これと同じことを述べたと思われる記事が次の如くある。

(癸未年)十月二十九日、穆宗卒。年五十有一。初諸路各有信牌。穆宗用太祖議。擅置牌號者寘于法。自是號令乃一。民聽不疑矣。

この二つの記事を照合すると穆宗の統一以前の女真社会は次の如くあったと思われる。部長（勃董）の上部に都部長がおり、彼は信牌を配置する権限を有していた。これが一つの勢力を形成し、かかる勢力はいくつかあった^⑧。一方、阿疎勃董は徒単部詐都勃董と長を争ったことを示して、阿疎伝（『金史』卷六十七）には次の記事がある。

阿疎既為勃董。嘗與徒単部詐都勃董争長。肅宗治之、乃長阿疎。

両者ともに勃董の位にあつたのだから、争いの的となつた「長」は勃董の上に立つ長となる。これこそ信牌配置権を持つた都部長の位ではなかつたかと思われる。

したがつて先述の部長―都部長体制は、三十部女真においてもある程度当てはまるものと思われる。

次に官属について見よう。この官属について、『金史』に次のような例を他に見出すことができる。『金史』世紀の景祖の条に、景祖が「生女真節度使」に任命されたことを述べたあと、

既為節度使、有官属、紀綱漸立矣。

とある。すなわち遼より「節度使」に任命された事によつて官属紀綱が整つたと言うのである。これにより遼による任命と官属紀綱との間にあつた密接な関係を推測しうる。

他方、長白山三十部女真も遼より官職に任命されている。『遼史』の本紀に

開泰元年正月（己巳）。長白山三十部女直酋長來貢、乞授爵。（『遼史』卷十五、聖宗紀六）
とあり、さらに

重熙十七年六月（辛卯）。長白山太師柴葛……來貢方物。（『遼史』卷二十、康宗紀三）

とある。これより、開泰元年（一〇二二）に長白山三十部が遼に爵を乞い、重熙十七年（一〇四八）に長白山太師と称するものが来貢していることが判る。

太師については、『金史』世紀に次の様にある。

遼人呼節度使為太師。

また、『松漠紀聞』にも次のようにある。

江（混同江）之北為生女真。亦臣于契丹。後有酋豪、受其宣命為首領者、號太師。

これにより遼帝から節度使、または首領に宣命されたものを太師と呼んだことが判るが、その太師を称する者が来貢している。つまり、長白山三十部女真も金室完顔部と同じく遼から節度使を任じられているのである。

以上を纏めて見るに、阿疎の勢力すなわち、長白山三十部女直は、信牌配置権を持つ都部長によって支配され、金室が後に遼からの任命によってその勢力を認められたのと同じように、十一世紀前半（一〇二一〜一〇四八）、その勢力は遼によって容認されていたと思われる。また官属制度も、その任命によって生じたものと推測される。つぎに窩謀罕について検討する。

窩謀罕

窩謀罕は烏春と共に、金室の世祖と抗争した。しかし、烏春が先に死去し、世祖が大軍を率いて来攻するに及ぶと、遼に訴え仲裁を受けている。その詳しい事は、前節で述べた。今、問題とするのは、窩謀罕と烏春の住地である。

松井等は「満洲における金の疆域」にて、「烏春は今の瑚爾喀河の上流地方ことに今の寧古塔以南の地を領するたるなるべし^④」とした。一方、暮稜水の件で姑里甸の援兵を出したのは、既述のごとく窩謀罕であるならば、窩謀罕の住地は、烏春領地の北にあたる寧古塔から姑里甸にかけてと思われる。そうすれば二人の勢力範囲はかつての渤海上京龍泉府、のちの兀惹城のあつた地域であり、兀惹がその勢力を失った後、鐵利が拠つた地方である。そこで次に、鐵利（鐵驪）について見てみよう。

鐵驪と遼との交渉を見てみるに、鐵驪が兀惹城へ遷つたのは、おおよそ統和末年から開泰初年（一〇二二）の頃である^④。それから二十年の間、来貢があるが、太平九年（一〇二九）を最後にして、しばらく途絶え、重熙十六年（一〇四七）になって突如、来貢がある。

鐵驪仙門來朝。以前此未嘗入貢、仍加右監門衛大將軍。(『遼史』卷七十 屬國表)

これにより、長らくなかつた來貢で、鐵驪の仙門は右監門衛大將軍職を与えられていることが判る。しかし、これ以後、來貢はますます途絶えがちになっている。

それはともかく、重熙十六年(二〇四七)に鐵驪(利)は、遼より任官され、その勢力を容認されていることに注意しなくてはならない。

再び烏春について見よう。彼は金室景祖期(二〇二生〜一〇七五没)にすでに部長となっている。つまり一〇七五年までに烏春が勃堇であるならば(すなわち成人であるならば)、その生年は遅くとも遼の清寧元年(一〇五五)以前と思われる。この年次は、鐵驪仙門の來貢の年次(二〇四七)と大きくは変わらない。したがって烏春、窩謀罕の勢力が、かつての鐵驪の残部である可能性は充分ある。もし鐵驪に烏春・窩謀罕の勢力が繋がるとすれば、この遼より調停を受けた窩謀罕の勢力も、阿疎の場合と同じく、遼から任命されてその勢力を容認されていたそれと繋がる。

鐵驪の勢力が名実共に備わり、遼へ盛んに來貢したのは、太平二年(一〇三二)以前であり、それ以後、とくに重熙十六年以降となると、その來貢は途絶えがちとなっている。また、長白山三十部女直の勢力が遼より容認された(官爵を与えられた)時期が、統和三十年(開泰元年、一〇二二)であり、重熙十七年(一〇四八)以後、その名は途絶えて見えない。したがって、両勢力が力を持ったのは十一世紀前半までと見てよい。一方、金室完顔部が遼より、その勢力を認められたのは景祖期(二〇四〇?〜一〇七四)の間であり、勢力伸張はそれ(十一世紀後半)以後であるとすれば、先の両勢力と金室の勢力の盛時には、ズレがある。

しかし、先の両勢力が、十一世紀後半になっても、かつて遼から授かつた官職を伝統的権威となし、その勢力を

残存させていたことは充分に考えられる。したがって遼から旧渤海の東北地方を見れば、十一世紀後半には、自らが授けた官職と共に三つの勢力が併存していた、いや、少なくとも併存することが遼の意図する所だったとも言える。遼による調停はかかる意図を持つて為されたと思われる。つまり、金室完顔部が遼より容認された軍事権の限界は、かかる遼の意図を満足させるもの、乃ち遼が容認した他の勢力を金室が侵犯しない範囲のものであったと思われる^④。

以上、この章で述べてきたことを纏める。金室完顔部は、遼より、軍事的特権を認められていた。それは、少なくとも鷹路平定を中心に、他の遼の容認した勢力、すなわち長白山三十部女直、また、伝統的に遼に臣従した鐵驪の残部と見られうる集団を侵さない範囲のものであった。つぎに続いてこの軍事的特権が具体的にいかなる形で遼から認められたものか、この点について検討したい。

第三章 金室完顔部の軍事的特権について

この章にて、金室完顔部の軍事的特権が具体的に、いかなる形で遼より認められたかについて検討したい。しかし、その前にまずこの軍事権がいつ頃から認められたか、この点について検討する（第一節）。その次にその本来の具体的な形について述べ（第二節）、続いてその経済的側面について触れる（第三節）。

第一節 遼容認の軍事権の起源

この軍事権は「少なくとも鷹路」平定の軍事権であったのだから、鷹路中心に見て大過はないだろう。鷹路は遼

の本土から女真（金室完顔部）域を介し五国部方面へと至る路である。その論拠であるが、たとえば、『契丹國志』卷十、天祚紀上に次の様にある。

五國之東接大海。出名鷹。……謂之海東青。遼人酷愛之。歲歲求之女真。女真至五國。戰鬪而後得……。

これより鷹路は五国部への通路であつたことがわかる。五国地方は、遼の兀惹征伐（統和十三年、九九五）以後、遼へ通じ、朝貢を始めたことは第一章にて見たとおりである。したがって、鷹路に於ける金室完顔部の軍事権もこれ以前には遡れまい。

一方、『金史』では、景祖が石頭を遼へ献じたことが、鷹路平定権行使の最も早い例である。しかし、その年次は定かにし難い。この後、「五國蒲葦部節度使・拔乙門」の討伐と、その功による「節度使」の任命がある。そして次の「五國没撚部・謝野勃董」の討伐に至り、はじめてその年次が明らかになる。すなわち、遼咸雍十年（一〇七四）である。一方景祖の生年が遼太平元年（一〇二二）であるから、景祖による石頭等の討伐は、この間のことに間違はなく、とくに重熙十年代（一〇四〇年代）以後、咸雍十年（一〇七四）に至るまでの間と思われる。

これに対して『遼史』によれば、遼の咸雍五年十一月（一〇六九）に五國剖阿里部が叛しており、左夷離畢蕭素颯がこれを討っている。したがって、『金史』のいう五國蒲葦部節度使拔乙門の叛は、あるいはこれの事かと思われるが、『遼史』には、単に

五國部阿里部叛。命蕭素颯討之。（『遼史』卷二十二道宗本紀）

とあるのみで、遼軍が直接討伐したのか、それとも、金室完顔部の活躍があったのか、つかみ得ない。ただし、これ以後、契丹軍が五国部を討伐した可能性を窺わす記事は、『遼史』に見えない。

したがって、この頃、おおよそ重熙十年代（一〇四〇年代）から、咸雍年間（一〇六五―一〇七四）の間に、鷹路の軍事権は金室完顔部に移ったと見てよいだろう。

他方、鷹路地方における金室完顔部の軍事権の背景には、軍事力の卓越性が要求される。したがって軍事力の充実という側面から、その起源の時期を見る必要もある。軍事力については『金史』世紀・景祖の条に次の様にある。

生女直舊無鐵。隣國有以甲冑來鬻者。傾資厚賈以與貿易。亦令昆弟族人皆售之。得鐵既多。因之以修弓矢、備器械。兵勢稍振。前後願附者衆。幹泯水蒲察部……皆相繼來附。

これによると、女直には鉄が無く、金室は交易をして、鉄器甲冑を買って鉄を集め、次第にその軍事力を強めた。とある。当時、女直世界においては、鉄器甲冑は、手に入れ難き、貴重品であったと思われる。それは『契丹國志』卷九・道宗紀に次の様にあることから知れる。

（遼）酷喜海東青。遣使徵求。絡繹於道。加以使人縱暴、多方貪婪。女真浸忿之。然苦無戰甲。至壽昌二年（二〇九六）、國舅蕭解里、叛于女真。始得甲五百副。女真大喜。……自後於海濱王（天祚帝）之時。興師謀反。纔有千騎。用其五百甲攻破寧江州。累戰累勝。器甲益備。而女真始強、不可禦矣。

対遼拳兵にあたって、女真が戦甲の無きことに苦しみ、それが蕭解里の叛（二〇九六）で手に入つて、はじめて力を得たとある。

このように、軍事力の要素として鉄器甲冑の数量は、当時の女真において大きい意味を持つたと思われる。それは多分に兵員の数が持つ以上に、重要な意味を持つていたであろう。なぜならば、金室完顔部が対遼拳兵を為したときの兵力が右の『契丹國志』巻九にあるようにわずか千騎であり、それ以前の他部攻略の過程においても、その資産を獲得する様子が、たびたび見えても、兵員を増強しようとする様子が鮮明には見えなかつた事からも推測される⁴⁵。軍事力にては戦甲の数が多大な意味を持つていたが、それは貿易によつて入手された。つまり軍事力が卓越するには、経済的卓越性が要求される。金室完顔部が経済的に裕福であつた事は後で触れる。

こうして蓄積された軍事力は景祖期の戦果に如実に顕れてくる。たとえば石頭の討伐時には、力だけでもつて取ることができなかつたため鷹路阻絶の嫌疑を石頭にかけて遼主が直接彼の忠誠心を質す場に誘い出し、辺地に流刑させると言う詭計にてその目的を達成した。

景祖攻之。不能克、景祖自度不可以力取。遂以詭計取之。乃以石頭阻絶海東路、請於遼。……流石頭於邊地。

（『金史』石頭伝）

ところがそのあとに続く、五國蒲轟節度使拔乙門の討伐の時には、計と力の両方を使っている。

遼人將討之。先遣同幹⁴⁶來諭旨。景祖曰「可以計取。若用兵、彼將走保險阻。非歲月可平也」。遼人從之。蓋景祖

終畏遼兵之入其境也。故自以為功。於是、景祖陽與拔乙門為好。而妻子為質、襲而擒之。獻於遼主。（『金史』世紀）

次の遼咸雍十年の五國没撚部謝野孛董の討伐の時には、もはや計を用いず、力戦している。

景祖伐之。謝野來禦。景祖被重鎧。率衆力戰。謝野兵敗走拔里邁濼……至部已憊。即往見遼邊將達魯骨。自陳敗謝野功。（『金史』世紀）

重い鎧を着けて力戦し、こうして、謝野を敗走させた功を遼（寧江州の）邊將に報じている。つまり、最終的戦勝に及ばなかったものの力でもって善戦している。

このように、金室完顔部の軍事力が鷹路や周辺諸部のそれに卓越するに至ったのは、景祖後期、おおよそ五國没撚部謝野孛董討伐（二〇七四）あたりからと考えられる。

以上まとめてみるに、軍事力の面から見ると、鷹路平定にかかわる軍事権の起源は遼の咸雍八年（二〇七四）前後にあつたと見られる。とくに蒲聶節度使拔乙門の討伐の功による「節度使」任命あたりがそうである可能性が窺われる。^④

つぎに、この軍事権が本来、いかなる形で与えられたか、この点について検討したい。

第二節 軍事権の本来的形態

最初に、対遼拳兵の時、または拳兵直前における軍事力動員の様子を見て、続いて鷹路に来る遼使の様子を探り、この両者の関係から見ていきたい。

(1) 拳兵時前後における軍事力動員の様子

当時の軍事力動員の様子を伝える史料には次のものがある。

一、『金史』卷四十四、兵志

金之初年。諸部之民無它徭役。壯者皆兵。平居即聽以佃漁射獵習為勞事。有警則下令部内、及遣使詣諸孳微兵。凡步騎之仗糧皆取備焉。其部長曰孳董。行兵即稱曰猛安・謀克。從其多寡以為號。猛安者千夫長也。謀克者百夫長也。

二、『契丹國志』卷十、天祥紀・上、天慶四年

初女真之用師皆騎兵。旗幟之外、各有字號、小木牌。繫人馬上為號。五十人為一隊。前二十人全裝重甲、持

鎗或棍棒。後三十人輕甲操弓矢。每遇敵、有一二人躍馬而出。先覲陣之虛實。或向其左右前後、結陣而馳擊之。百歩之外、弓矢齊發、無不中者。

三、『三朝北盟會編』卷之三

- ・其官名則以九曜二十八宿為號。曰諳版孛極烈、大官人。孛極烈、官人。其職曰忒母、萬戸。萌眼、千戸。毛毛可、百人長。蒲里偃[®]、牌子頭。
- ・其法律吏治、別無字。刻木為契。謂之刻字。賦斂（賦斂）調度皆刻箭為號。事急三刻之。
- ・其用兵、則戈為前行。人號曰硬軍。人馬皆全甲。……隊伍之法、什・伍・百皆有長。伍長擊柝、什長執旂、百長挾鼓、千長則旂幟、金鼓悉備。

以上を行軍組織としてまとめてみると次の如くなるうか。

伍長のもとに、四人の兵があり、これが二つ合わさつて什長がそれを統率し、ここに十人単位の兵組織ができる。これが五つ集まつて、五十人で一団となる。うち二十人は硬軍を称して重甲を被る。残り三十人は輕装にて弓矢を持つ。そして、この五十人単位の軍団は蒲里偃によつて統率される。各蒲里偃は牌子を持ち、それが小木牌子だつたと思われる。この五十人が二つ合わさつて、謀克の指揮下に入ったと考えられる。

つぎに、軍が発動される様子を見るに、その折には本部（金室完顔部）より檄が飛ぶわけであるが、その単位は各孛董だつた事が、『金史』兵志の条より判る。その檄は、「刻字」と称され、箭に一つの刻、急時は三刻されたもの

だったこと、また、その刻字は賦斂調度の號しごでもあったことが、『三朝北盟會編』の記事より判る。

従つて、各字董は、軍事面だけでなく財政面においても、一つの単位となつたと見られる。

なお、先に行軍組織で見た蒲里偃は牌子を持つてゐるが、この牌子は「刻字」に同じものかと思われる。さすれば、蒲里偃は字董が行軍時に冠した名であり、蒲里偃が二つ一緒になつた一方が謀克を称したものかと思われる。また、当時、信牌制と称するものがあり、穆宗以後、完顔部によつて統一されたとある。これもまた、刻字に同じものかもしれない。以上のことが言えるならば、次の様にならう。

金室完顔部は、各字董に信牌を配置した。それは、各字董から、完顔部が兵馬の徵集（軍事権）と賦斂調度（財政権）を求めるものだった。また、それと共に、各字董をして、その内部にそれらを要求する権利を認めるものであつた。以上のようにならう。

次に鷹路に来る遼使について見る。

鷹路と遼使

遼使が鷹路に来る様子を伝えた記事に、『三朝北盟會編』卷之三がある。

海東青者出五國、……必求之女真。每歲、外鷹坊子弟趣女真、發甲馬千餘。入五國界、即東海巢窟、取之。與五國戰鬪而後得。女真不勝其擾。……又有使者、號天使、佩銀牌。每至其國、必欲薦枕者。其國舊輪中下戸、作止宿處、以未出室女侍之。後使者絡繹。恃大國使命。惟擇美好婦人、不問其有夫、及閹閹高者。女真浸忿。

これによると、海東青（鷹の名）を捕らえに、鷹坊子弟が女真に赴き、甲馬千餘を発して、五国の領域に至り、戦闘して捕らえたとある。また、銀牌を佩いた天使と称する使者が来ると、「枕を薦める婦女を求めた」とある。ここで問題となるのは、鷹坊子弟が甲馬千餘を女真に徴集していることである。これに関して、次の如き記事を『燕北録』に見出す。



木刻子牌約有一十二道……左面刻作七刻。取其本國已歷七世也。右面刻作一刻。……以来、每遇往女真・達鞏國。取要物色。抽發兵馬。用此牌信。帶在腰間左邊、走馬。其二國驗認為信。
付図その二「木刻子牌図」（『燕北録』『說郛』所収）

すなわち、木刻子牌と称されるものが女真と達鞏の十二道に配置され、これを帯びた使者は、この二国で物色取要し、兵馬抽発したとある。『燕北録』は、契丹の道宗、清寧四年（一〇五八）頃の様子を中心に記してあるから、鷹路において、金室完顔部が次第に権限を握ってくる前あたり、それ以後の様子を直接示すものには無い。しかし、『三朝北盟会編』の記事も『燕北録』の記事も、ともに兵馬や物資を徴発する権限を示す牌の機能について述べており、同一のもの、またはそうでないとしても、同系統のものと思われる。したがって、鷹坊子弟も、木刻子牌または、同様のものを持って至り、金室完顔部は遼よりかかる牌の一面を授かつていて、もって照合をなしたと考えられる。

さてそうとすると、牌の一面を授かった金室完顔部は、遼の鷹使の到来に応じて、その支配域内に甲馬物色の徴

集を行わねばならない。遼が金室に付与した特権の原点はこれであり、さらに先に述べた金室完顔部による、その支配域内各孛董への信牌配置権の容認をもたらしたと見られる。

以上、この節で述べた所をまとめると、金室完顔部は、遼の鷹使の到来に対応するために、その内部に対して、軍事・財政両面の権限が認められた。具体的に言えば、各孛董に対する金室完顔部の信牌配置権である。第二章で見たと、「少なくとも鷹路」に関して言える軍事権は、この信牌配置権のうちの軍事面であると見られる。

すなわち、「少なくとも鷹路」・平定の軍事権の本来の具体的姿（原像）は、ここにあつたかと思われる。また、このことが言えるならば、金室完顔部は、鷹路に関して軍事権だけで無く、財政権も持っていたことになる。つぎに、この点についても触れておきたい。

第三節 その財政的側面

金室完顔部が早く景祖期より、裕福であり、他部に比して経済的に優越した状態であつた事は、『金史』世紀や列伝に散見する所である。今、それらを数例あげてみよう。

- ・景祖……推財與人。分食、解衣、無所吝。
- ・其後、訕者力屈来降。厚賜遣還。……曷懶水有率衆降者。録其歲月姓名、即遣去。俾得其故。人以此、益信服之。

・烏春……因歲歉、策杖負檐、與其族属、来帰。（『金史』卷六十七、烏春伝）

（以上、『金史』世紀）

・景祖時……留邈孫（耶懶路完顔部人）歳余。厚其餼廩飲食、善遇之。及還、以弊帛數篋為贈、結其厚意。久之、耶懶歲饑。景祖與之馬牛。為助糴費、使世祖往致之。（『金史』卷七十、石土門伝）。

このように、景祖期において、他部に対して歳饑の援助をおこなうなど、完顔部はすでに裕福な様子が窺われ、経済的に卓越していたとみられる。

また、穆宗期においては、納喝部阿注阿が金室完顔部に叛き遼に逃入せんとしたとき、次の様に言っている。

・庫金、厩馬、與我勿惜。（『金史』卷六十八、歡都伝）

つまり、庫の金、厩の馬を惜しむことなく、我に与えよと要求しているわけである。これらは、当時の金室完顔部が財を蓄えていた様子を窺わせる。

さらに、生女直、とくに金室完顔部は、遼と盛んに交易を行っていた。それはつぎの史料より明らかである。

・故女直以金帛布、蜜蠟諸藥材……来易於遼者、道路纏属。（『遼史』卷六十 食貨志、下）

・其市易、則惟以物博易、無錢。

・阿骨打……力農積穀、練兵、牧馬、外則多市金珠良馬。歳時進奉、賂遺權貴、以通情好。如此者十餘年……。

（以上、『三朝北盟會編』卷之三）。

・先是州（寧江州を謂う）有權場。女真以北珠、人參、生金、松實、白附子、蜜蠟、麻布之類、為市。州人低其

直、且拘辱之。謂之打女真。(『契丹國志』卷十六、天祥紀〔同類のことが『松漠紀聞』にも見える〕)。

遼の寧江州の、政府専売市場にて、「女真の産物が廉価に買い叩かれ卑しめられた」とあるが、遼との交易を金室完顔部が活発に行っていた様子がこれらから窺われる。

かような裕福さ、及び交易の経済的な基盤には(鷹路平定に伴う遼からの褒賞下賜も看過してはならぬ点であるが)先の信牌配置権の持つ財政面との関係が指摘し得よう。

この章のまとめをすると、遼より認められた「少なくとも鷹路」に関する軍事権は、景祖期後半、とくに遼による彼の節度使授与にその起源が求められる可能性があること。また、この軍事権は遼使(とくに捕鷹の使者)の応対のために認められた信牌配置権の一面と見ることが可能なこと。そうとすれば、完顔部が遼と盛んに交易し、裕福であったことは、もう一つの側面である財政権によって、説明を付けることが可能な事、以上となる。

結語

第一章にて、遼代における旧渤海地方の様子を瞥見し、この地域と遼の境にしてかつ遼から旧渤海域の内部に至る諸交渉路の結節点に金室完顔部がいたことを見た。

第二章にて、これらの交渉路のうち、少なくとも鷹路に関する軍事権を金室完顔部が遼から授与されていたこと、ただしそれは遼が認める他の勢力を侵犯しない範囲のものだったことを見た。また遼をして旧渤海域の内情に疎(と)からしむ策を景祖期から採り、もって金室が遼容認の鷹路平定権を濫用した可能性を『金史』世紀が示唆しているの

を見た。

第三章では、この軍事権が、遼容認の信牌配置権の一側面であり、他に財政面でも権限があった事、この二つの「推論」が可能な事を見た。

金室完顔部が、旧渤海域（宋との繋がり強い西南部は除く）の女真やほかの諸部と遼を繋ぐ交渉路の結節点に居し、そこで交渉路の一つ「鷹路」に関する軍事平定権を遼から認められたことは、ほかの交渉路を扼し牛耳うる意味を持った。これは阿疎攻めの時に、より明示的かつ具体的に史料に顕れる。『金史』卷六十七、阿疎の條には次の様に記す。

阿疎聞穆宗以計却遼使、破其城、殺狄故保、復訴於遼。遼使奚節度使乙烈來問狀。且使備償阿疎。穆宗復使主隈・禿苔水人偽阻絕鷹路者。而使鼈故德部節度使言於遼、平鷹路非己不可。遼人不察也、信之。穆宗敗於土温水、謂遼人曰、我平鷹路也。遼人以為功、使使賞之。穆宗盡以其物與主隈・禿苔之人。而不復備償阿疎。遼人亦不復問。阿疎在遼無所歸。

金室完顔部の穆宗が阿疎を攻めると阿疎はこれを遼に訴え、遼使が仲裁に遣わされたが、穆宗は計を用いて遼使を追い払い、阿疎の城を破つて彼の弟（狄故保）を殺害した。遼に逃れていた阿疎が再び遼に訴えたことで阿疎への償いを命じられた穆宗は、他部族（主隈・禿苔水）の人を使つて「鷹路阻害」を装い、遼にはその平定と騙つて（阿勒楚喀河に相對して松花江に流入する呼蘭河域と池内宏の推測する土温水にて）狩をし、もつて「阿疎への償い問題」を（遼に鷹路平定という重要な役割を金室が担うことを喚起させ）不問にさせた。さらに、この平定の報償として遼より下賜された物品

を鷹路阻害の詭計に加担した部族民に与え、遼に身を寄せていた阿疎は歸る所を失った、と。

ここから窺えるのは、遼が阿疎と金室完顔部との争いに仲裁の姿勢を採り両者共存を図ったものの、遼は金室完顔部が採った策のために旧渤海域の内情には疎く、これに乗じる金室完顔部が仲裁の遼使を退け、鷹路平定の権限も濫用した。さらにこの濫用に加担した他部族に鷹路平定に伴う遼からの褒賞下賜を与え、かかる形で金室完顔部は力を蓄え勃興した、と言う側面である。

つまり、遼との交渉路の結節点、しかもそこが遼との境界という地政学上の要所に金室完顔部が拠点をおいたことにより、その先に位置する旧渤海域の諸部と宗主国「遼」の間の交渉を（遼が当域の内情に通じるのを阻んで）牛耳り、加えて遼の威を借りた鷹路の軍事平定権（遼の無知に乗じたその濫用もこれに含む）にて、旧渤海域諸部を平定支配する構造と纏めよう。

こうして支配の基礎が確立するや宗主国へ叛旗を翻し遼に挙兵した。遼に逃れていた阿疎の引渡し要求と共に、鷹路に来る遼使の貪吝縦傲ぶりに堪えて溜めた、恨（怨恨）と忿（忿懣）に立つと言うのがその大義であった。

遼から満洲に延びる諸交渉路、とくに鷹路は、かたや金朝の「誕生」において、「臍帯」としての役割を果たしたとの感もまた拭えない。

注

- ① 池内宏著「鐵利考」（『滿鮮研究（中世第一冊）』岡書院、一九三三年）。
- ② 和田清「兀惹考」・「定安国について」（『東亜史研究（滿洲篇）』東洋文庫論叢三七、東洋文庫、一九五五年）。
- ③ 池内宏前掲「鐵利考」（七二頁）、外山軍治「東丹王について」（『立命館文學』二六五、三九五〜四一〇頁、一九六七年）。

- ④ 和田清、前掲「定安國に就いて」（二六四～二六五頁）。
- ⑤ 池内宏「高麗聖宗期における女真及び契丹との関係」（『滿鮮史研究（中世第二冊）』座右宝刊行会一二二頁）。
- ⑥ 池内宏、前掲「鐵利考」（二〇六～二〇九頁）、和田清、前掲「定安國に就いて」（二六九頁）。
- ⑦ 間島は豆萬江北岸。三田村泰助「金の景祖について」（『東方学』五四、一九七七年、六頁）。
- ⑧ 和田清、前掲「定安國に就いて」（二八五頁）。
- ⑨ 第一回、統和元年（九八三年）十月、同二年四月。第二回、統和三年八月、同四年正月（九八六年）。池内宏、前掲「鐵利考」一〇四頁。
- ⑩ 池内宏、前掲「鐵利考」（九〇～一〇三頁）。なお、和田清は前掲「定安國について」（二八四頁）にて中京顯徳府方面に比定。ただし「兀惹考」ではハバロススクと比定。
- ⑪ 和田清、前掲「定安國に就いて」（二八七頁）、池内宏「鐵利考」（『滿鮮史研究』（中世一）七四頁）。
- ⑫ 鐵利の居地を池内宏は前掲「鐵利考」にて阿勒楚喀河の阿城方面に擬定し兀惹衰退により上京龍泉府に遷ったとするのに対し、和田清は「渤海国地理考」（同書一〇一頁）にて、鐵利は最初から遼末まで三姓地方（幹朶里）に本地を置いていたと説く。
- ⑬ 和田清、前掲「定安國に就いて」（二三六頁）は蒲盧毛朶部の居地を豆滿江支流海蘭水畔に比定する。
- ⑭ 池内宏、前掲「鐵利考」（二五九頁）。
- ⑮ 池内宏は「鐵利考」（九二頁）にて、兀惹征伐の路順を考定した。次の通りである。
 「和朔奴〔契丹將〕等は黄龍府の方面より松花江と拉林河とを渡つて順路その地へ至りここにて糧食を調べ、然る後、兀惹城に向ひしなるべし。地圖を按ずるに今の阿勒楚喀より豆滿江の下流に達する通路二あり。五常廳より拉林山を越えて額木索に出て勒福成河を南に遡りて敦化を得、これより、布爾哈圖河に沿ひて、東南に下るは其の一なり。阿勒楚喀河の上源より海蘭河に沿ひて寧古塔にいたり乃ち臈哈里河を下りて、上の通路に會するは其の二なり。鐵利に秣ひて兀惹城に進み、東南高麗の北部を循りて環れる和朔奴等の進軍路は是等のいずれかに相當すべきものなる……」。
- ⑯ 古松崇志は、「契丹は、一〇二〇年代より来流河（拉林河）の西側に沿つて塹壕と辺堡を築き、内側に諸部族の集團を配して守り

を固めた」と記す。「金國（女真）の興亡とユーラシア東方情勢」（『金・女真の歴史とユーラシア東方』、勉誠出版、二〇一九年、一六～一七頁）。この地は、渤海と契丹を繋ぐ要路だったことは、池内宏（前掲論文「鐵利考」一六六頁）、和田清（前掲論文「定安國に就いて」一一七頁）。

⑬ 三田村泰助は前掲「金の景祖について」（四～五頁）にて『金史』世紀、穆宗の條にある主限と禿答を汎称としての五国内にあつた部族と推定。

⑭ 三田村泰助は耶懶を間島（前出）北方の綏芬河東方に位置する雅蘭河、また土骨論を綏芬河の最上流域に比定。前掲論文（一六頁）。

⑮ 安出虎水完顔部が安出虎水すなわち阿勒楚喀河域に移つた時期について三田村泰助は、黒水靺鞨を祖とする生女真の完顔部は、瑚爾哈河以東に散在する同じ氏族と繋がりを持ちつつ、まずは三姓地方で地盤を固めて阿勒楚喀河域へ進出しはじめた。その時点は西暦一〇七二年を下らないとする（前掲論文十四頁）。ところで和田清は阿勒楚喀河域にいた鐵利が上京龍泉府に遷つた時期を一〇〇五～一〇一二年の七年の間とする（前掲「定安國について」一三九頁）。整理すると、契丹に臣従した鐵利が、契丹と旧渤海国諸域を繋ぐ要所の阿勒楚喀河域に居していたが、反・契丹姿勢を採つた兀惹が勢いを失つた後、これに替わつて（一〇〇五～一〇一二年の七年の間に）上京龍泉府域に遷り、その後一〇七二年を下らない時点から安出虎水完顔部が阿勒楚喀河域にて勢力を培いはじめたと纏め得る。

⑯ 以後「金室完顔部」という名称は、後に「大金國」を建国するに至る一族ならびに、その政權をさして使う。

⑰ 池内宏、「金史世紀の研究」（『滿鮮研究（中世第一冊）』岡書院、一九三三年）、三九九～四〇三、四四八頁、及び「金の建国以前に於ける完顔氏の君長の称号に就いて」同上（四六一～五二四頁）。

⑱ 三田村泰助前掲論文ならびに「渤海・金の建国と敦化地方の産鉄」（『日野開三郎東洋史学論集』第一五卷三二書房一九九一年、三六七頁）参照。

⑲ 三姓から松花江上流の、安出虎水（阿勒楚喀に同じ）に拠点を遷しつつ、次第にその勢力を培つた、と三田村泰助は論じる。前出の註一九（三田村泰助による前掲論文の要点紹介）参照。

⑳ 池内宏は景祖期についてのかかる過大評価的な記述を虚構としたが、三田村泰助は完顔部が瑚爾哈河以東に散在し互いに氏族的

- 繋がりを持っていた事実を反映すると説き、また景祖の時に服属したとされる地域には、北は五國部から南は豆満江内外の地があったとする。三田村泰助（前掲論文七、一〇頁）
- ②5 三田村泰助、前掲論文（一二頁）。
- ②6 池内宏は前掲「金建国前に於ける完顔氏の君長の称号に就いて」にて、金室が遼より節度使を授かったのは穆宗期で景祖期とするのは空想とした。慎重を期すべく鍵括弧で括った。
- ②7 三田村泰助は、桓赧・散達が完顔部屯屯村に居したとは言え、完顔部との間の血縁関係は疑わしいとする（前掲論文、九頁）。
- ②8 この時すでに烏春没し、別將の窩謀罕との戦いだった。
- ②9 池内宏、前掲「金史世紀の研究」（四一六頁）
- ③0 穆宗、太祖、歡都、習不失の四人。
- ③1 池内宏、前掲「金史世紀の研究」（三二六二頁）
- ③2 一一〇〇年、池内宏、前掲「金史世紀の研究」（四一三頁）。
- ③3 斜寸嶺、活輪、蘇素海甸、斜堆の地理的比定は同上（四四〇頁）
- ③4 同上（四三九頁）。
- ③5 幹勒部人の盃乃について、『金史』卷六十七烏春伝に「幹勒部人盃乃、舊事景祖。至是亦有他志、徙于南畢墾忒村。遂以縱火誣歡都、欲因此除去之。（省略）世祖獲盃乃、釋其罪。盃乃終不自安、徙居吐窟村。與烏春・窩謀罕結約。烏春擧兵度嶺、世祖駐軍屋闢村以待之。進至蘇素海甸、兩軍皆陣將戰。（省略）烏春大敗、復獲盃乃、獻于遼」とあるほか、歡都伝、世紀に同様の記述がある。
- ③6 臘醅と麻産の二人は、活刺渾水紇石烈部の兄弟で、行動を共にしているため一緒に考察する。
- ③7 池内宏、前掲「金史世紀の研究」、（四一一頁）
- ③8 小川裕人は「三十部女真に就いて」（『東洋学報』第二四卷四号、一九三七年。五六七頁）で「布爾哈圖河流域に拠っていた紇石烈部の阿疎」とする。
- ③9 穆宗がかかる諸勢力を統一した後、信牌制が確立されたと思われる。これは『金史』卷五十八、百官志四の「國初與空名宣頭。付

軍帥以為功賞。通牌則國初之信牌也。」より判る。

④0 『滿洲歴史地理』第貳卷（二六七頁）。

④1 和田清、前掲「定安国について」（二一九頁）。

④2 なお長白山三十部や生女直のように、任官によつて官属紀綱が整ったかと思われるが、この点、烏春・窩謀罕とともに金室完顔部の世祖と戦つた桓赧・散達兄弟の父である雅達が「国相」だったことは関心を惹く。

④3 しかしここで、次の問題が起こつてくる。窩謀罕は遼の調停を受けながらも、結局、完顔部によつて平定され、その論功行賞の場に、遼使が出席した事である。

これを考えるに、一つは、遼が「少なくとも鷹路」平定の軍事的特権により金室の勢力を認めたことは、鐵驪に繋がる勢力を認めていたことと矛盾することであり、両勢力が併存しがたいものだった可能性である。それは、烏春の言葉に、「来流水以南、匹古敦水以北、皆吾土也」（『金史』烏春伝）とあり、烏春が自らの土と称する地方が、金室完顔部による鷹路平定の上でも重要な地方だったか否かの問題が絡んで浮上する。もう一つは、交渉路の結節点を押さえていた金室完顔部によつて、遼による旧渤海地域の羈縻が牛耳られ翻弄された可能性である。これには結語において言及した穆宗による阿疎攻めの事例が参考になる。

④4 『金史』世紀には、八年とある。ここでは『金史詳校』によつて十年と改めた。

④5 ただし、単に鉄器や甲冑だけでなく兵員確保も配慮した側面のあることに注意すべきである。例えば、金室が他部を新たに支配下に入れたとき、その首領を排除しても、その部民は慰撫し残そうとしたことからこれは看取しえる。石頭伝参照。

④6 『金史』世紀には幹とある。ここでは『金史詳校』に従う。

④7 池内宏は前掲「金の建国以前に於ける完顔氏の君長の称号について」において、この時の節度使授与は、後世の空想の所産とするが、このように軍事権の起源がこのあたりに求められ得ることからしても、空想の所産では無く、史実であった可能性が高いと考えられる。

④8 『金史』卷四十四・兵志では「謀克之副、曰蒲里衍」とある。偃と衍は同音。

④9 穆宗より以前は諸部長それぞれが信牌を刻したのを太祖の献議により號令を一にした旨を記す。『金史』卷五十八、百官志四の冒

頭部分参照。

⑤⑩ 『燕北録』は契丹第八代皇帝の道宗、清寧四年（一〇五八）の様相を中心に書かれていることから、この七世とは、遼の太祖、太宗、世宗、穆宗、景宗、聖宗、興宗の七代と思われる。

⑤⑪ かかる経済的卓越性は、甲冑の購入によつて、軍事力の卓越性に転化されていった。甲冑は入手し難く、かつ軍事力において多大な意味を持った。このことはすでに述べた。

（同志社大学神学部神学研究科 元教授）

